

一般社団法人 日本伝統文化検定協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本伝統文化検定協会（英文表示 Japan Traditional Culture Testing Association、以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の伝統文化・伝統産業に関する知識の普及及び国内外消費者の啓発を通じて、その継承・発展を図り、生涯学習の振興、地域の活性化及び対日理解の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本の伝統文化・伝統産業に関する検定試験の実施
- (2) 日本の伝統文化・伝統産業に関する普及啓発及び支援
- (3) 日本の伝統文化・伝統産業に関する調査研究及び表彰
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業
- (5) その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外で行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の種類の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人
- (2) 一般会員 この法人の事業に参加することを主たる目的として入会した法人又は個人
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して、支援するために入会した地方公共団体又は地方自治関係団体
- (4) 賛助会員 この法人の事業を支援するために入会した法人又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、代表理事の承認を受けなければならない

い。代表理事は入会の承認を理事会に報告する。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、理事会において定める会員規程に基づき、入会金及び会費を納入する義務を負う。

2 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の金品は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会から1週間前までにその旨を通知し、社員総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款その他の規則、又は社員総会の決議に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の納入義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(社員名簿)

第11条 この法人は、正会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

(社員による招集の請求)

第16条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故等による支障があるときは、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び役職

(役員及び役職の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
- (2) 監事 2名以内

2 この法人の理事のうち、1名を理事長とし、1名を常任理事とする。

3 理事長をもって一般法人法第91条第1項第1号に定める代表理事とし、常任理事をもって同項第2号に定める業務を執行する理事とする。

4 この法人に、役員のほかに、検定試験の主宰者及び監修者として、次の役職を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事及びその配偶者又は3親等以内の親族等の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。)又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金100万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(会長及び副会長)

第30条 会長及び副会長は、文化人若しくは学識経験者のうちから理事会の決議によって選定し、理事長が委嘱する。

2 会長は、検定試験の主宰及び監修のほか、この法人の表象として合格者に対する認定証の発行、表彰状の授与及びその他の儀礼的行為を行う。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 会長及び副会長は、理事会に出席し、この法人運営の基本的事項について意見を述べることができる。

5 会長及び副会長の任期は5年とし、再任を妨げない。

6 会長及び副会長の報酬等に関する事項は、第27条の規定を準用する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常任理事の選定及び解職

(4) 会長及び副会長の選定及び解職

(5) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規程)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第39条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多

数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

4 事務局長は、理事長及び常任理事の命を受け、この法人の事務を統轄遂行する。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第12章 公告の方法

(公告)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第52条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 赤瀬浩成、小谷野悦光、近藤宙時、境克彦、末松弥奈子、吉永正幸

設立時代表理事 境克彦

設立時監事 梅本逸郎

(設立時社員の名称及び住所)

第53条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 株式会社時事通信社

住所 東京都中央区銀座五丁目15番8号

設立時社員 株式会社ジャパントイムズ

住所 東京都千代田区一番町2番地2

設立時社員 メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社

住所 東京都中央区勝どき五丁目5番14号

設立時社員 時事通信ビジネスサポート株式会社

住所 東京都中央区銀座五丁目15番8号

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

設立日 令和5年12月27日